

# 《特別児童扶養手当について》

## 特別児童扶養手当とは

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者の方に対して支給される手当です。

## 対象となる方

次に該当する在宅の20歳未満の児童を養育している方（父母の場合は児童を監護していること、養育者の場合は父母に監護されていない児童を養育同居し、かつ生計を維持していること）

- ① 身体障害者手帳 1 級から 3 級と 4 級の一部交付を受けた方のうち国民年金法上の障害等級に準じた児童
- ② 療育手帳 OA・A・おおむね B の 1 程度の児童
- ③ 上記と同程度の状態のある児童

！ 以下に該当する場合は手当を受給できません。

- ・施設（障害者支援施設等）に入所している場合
  - ・日本国内に住所がない場合
  - ・児童が障がいを支給事由とする年金を受給している場合
  - ・本人及び扶養義務者の所得が基準を上回る場合（下の「所得制限限度額表」参照）
- ～所得制限限度額表～

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000円	4,596,000円	8,319,000円	6,287,000円
1	6,862,000円	4,976,000円	8,586,000円	6,536,000円
2	7,284,000円	5,356,000円	8,799,000円	6,749,000円
3	7,707,000円	5,736,000円	9,012,000円	6,962,000円
4	8,129,000円	6,116,000円	9,225,000円	7,175,000円

## 申請の流れ

### 相談

- ・【対象となる方】の条件に当てはまると思われる場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

### 配布

- ・認定対象となる可能性があるお身体の部位の診断書や申請書類をお渡します。

### 申請

- ・下記必要書類を揃えて、山武市役所社会福祉課へ提出してください。
- ・提出いただいた診断書の内容の審査や所得判定を県が行い、結果を通知します。認定基準を満たさない場合は非該当となります。

## 必要書類

### ・特別児童扶養手当認定請求

※申請者・配偶者・児童・扶養義務者の個人番号（マイナンバー）を記載していただく欄がございますので、マイナンバーがわかるものをお持ちください。

### ・請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本

### ・所定の認定診断書

※ 診断書作成にかかる費用はご本人様負担となります。基準を満たす程度であるかご確認のうえ、作成を依頼されることをおすすめいたします。

※ 身体障害者手帳や療育手帳を持っている場合は診断書を省略できることがあります。

### ・特別児童扶養手当振込先口座申出書

### ・本人名義の口座が確認できるもの（預金通帳等）の写し

### ・身体障害者手帳などを取得している場合は手帳の写し

### ・印かん（自動印は不可）

※監護の状況等（児童と別居している場合等）により、その他の書類が必要な場合があります。

## 支給金額・支給方法

月額：1級（重度障害児）55,350円    2級（中度障害児）36,860円

支給金額は、今後、変更となる場合もあります。

年3回に分けて口座振り込みします。支給申請した翌月分から支給されます。

・12月から3月分→4月

・4月から7月分→8月

・8月から11月分→11月

支払月の11日が振込日です。



## 問い合わせ先

〒289-1392

千葉県山武市殿台296番地

山武市役所 保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

電話 0475-80-2614

最終更新：令和6年4月